

令和4年 第9回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和4年 10月 14日（金）
午前 10:00～11:00
開催場所：鳥羽市役所 3階 第3委員会室

議 事

- 1.開 会
- 2.挨 拶
- 3.議事録署名人の指名 (議事録署名人の指名 佐々木委員・成瀬委員)
- 4.議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第2号議案

非農地通知申出

第3号議案

非農地通知申出

第4号議案

非農地証明願の発行について

5. 報告事項

6.そ の 他

7.閉 会

※出席委員 11 名

田畠 裕美	佐々木 修	齋藤 又五郎	成瀬 きぬ代
竹内 和雄	木田 三男	下村 一登	
山本 隆	小池 日出美	上村 達男	植村 菊郎

※欠席委員 1 名

河邑 源一郎

※農地利用最適化推進委員 4 名

上村 昌芳	中村 益己	小林 安太郎	木下 智博
-------	-------	--------	-------

※欠席推進委員 1 名

樋尾 修

※事務局

局長 奥村 太郎	書記 田畠 良樹	事務員 松本 伊織
会計年度任用職員	寺尾 勝治	小久保 怜美

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	<p>(委員3) 申請地は近所の人が作っていましたが、亡くなってしまったため地主に返しましたが、地主も亡くなってしまい雑草地になっていくだけなので、建てたのだと思います。</p> <p>(推進5) 離島ということもあります、人口の減少と高齢化が進んでおり、耕作者がいないということで仕方がないことかなと思います。</p>
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第2号議案 非農地通知申出
補足説明	<p>(事務局) 申請地は、令和3年度の国土調査により地目が変更され畠となっています。申請地の手前に畠があることで、昨年度の農地調査の結果がA判定（再生可能な農地）にされている可能性があります。現状確認したところ雑木林になっていることもあります、事務局としては非農地が妥当と考えております。もう一つの申請地については、写真のとおり後ろの方に山林がありますが、実際に公図と照らし合わせると手前の農地と判断しました。一つの申請で提出されていますが、事務局の判断としては、2筆中1筆は非農地と認められるが、もう1筆については非農地の判断は厳しいと思います。</p> <p>(委員11) 事務局が言っていただいた通りです。</p> <p>(委員5) 問題ないと思います。現地確認の時に申請地は奥の山林だと思っていたが、実際は手前の農地だということで非農地にはならないと思いました。</p> <p>(推進2) 現地確認時に公図がなかったということもあります、申請地は奥の山林のほうだと思っていました。また、地主が隣の人に耕作をお願いしていたのかどうなのかまだ確認できていません。</p>
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員1) 申請者は県外に住んでいて、申請地周辺は荒れている状態だと思います。高齢化も進んで、耕作して維持することが難しいと思い申請を出されたと思いますが、申請者が耕作するというようなことはありうるのですか。現実も耕作しているのですか。田孫地主になってくると、非農地にする判断は難しいと思う。現実的には農地なのか非農地にするものなのか、これから耕作できるかできないかということを考えないと難しいと思います。農地と判断したら農地だと思いますが、耕作がこれから可能なのかも含めて議論したらしいと思います。片方は非農地にならず、もう片方は非農地になりますというよりも、これから耕作できるのかどうなのかということを含めて、難しいのであれば非農地にするべきと思いました。</p> <p>(委員11) 今の話の中で、隣の農地で草刈りをしている人が、今までに申請地で耕作していたのか現地確認時に見ました。実際写真見ていただいたように、草だけで木が一本も生えていません。ただ、今回非農地の申請があったということは、遠方に住んでおり高齢にもなっていることから作る気はない。ただ、ここを譲ってほしいというような依頼があったかはわかりません。しかし申請地に入る道も全然ない中で、今言われたとおりに非農地にしたらいといいうようにすると、結果的に市のA判定とかが無駄になつていくように今の話の中で思いました。</p>

委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>(事務局) 事務局の見解としては、まず資料に令和3年度の農地調査の結果というような表記があり、農地調査は毎年あり結果が変わるもののが中心にあります。申請があるときには、改めて農業委員の皆さんと推進委員の皆さんと事務局で再度現地をしっかり確認し、現況の評価をし直します。農地の現況調査の中で荒廃農地調査があり、農地がどれだけ荒廃しているか判断をする調査で、耕作中あるいは荒廃している。この荒廃しているという判断の中に、A分類、B分類に分かれており、A分類というのは今作っていないが農地に再生できる状態で、重機で入り、おこし直したら農地として利用できるというような分類。B分類というのは農地に戻すことはできないぐらい荒廃している状態で何十年も経っているような太い木がある場所で、機械が入っても無理な場所を言います。判断に迷う案件も多々あるのも現状で、最終判断として農業委員・推進委員の皆さんと事務局で現場に行き確認をします。今回2筆が再生不可能な農地と判断をできれば、非農地の発行ができ、判断できない場合は通知を出さないという判断をします。基準としては農地の状況を判断して、農地か非農地かを判断することが調査のルールとしてあり、事務局はその手順の中で判断しています。その中で、作っていく人のこともフォローしていくこともどうかというご意見として受け止めたが、そういったところも事務局としてどのように追加要素として判断するかはこれから研究していきます。今、基準のルールとしては、現状がA分類なのかB分類なのかを判断していく状況です。</p>
議事結果	<p>申請地 1/2筆 承認(賛成多数) 申請地 2/2筆 否決(賛成少数)</p>

件名	第3号議案 非農地通知申出
補足説明	<p>(事務局) 申請者はこの土地を相続され、活用予定もなく、父の時代から農用地でしたがずっと耕作されていないそうです。周りに迷惑をかけないように多少手入れをしていたことは聞いています。今回現地調査もあると説明したら、草と木を刈ってしまい小綺麗になっています。写真で木材が置いてありますが、非農地としての判断がしにくくなっていますが、あれが実際に生えていた状況でした。</p> <p>(推進3) 減反政策が始まってからずっと耕作していました。申請者は県外から母親の面倒を見るということで帰ってきたが、申請者は何かしたいことがあるみたいで、申請地は1反あり、作るにしても無理で労働に対して対価が得られないこともあります申請された状況です。</p>
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員10) 先ほど、農地調査の判定の話がありましたが、委員1の言われたことも考えてこれから非農地の判断をしていくこうという意見もあり、跡継ぎもなく、家庭の事情などがあると正直迷います。非農地という捉え方を、後継者もいない、明らかに木が生い茂っていたら非農地になるかもですが、木が切った後があるのでそれさえなかったら完璧に非農地になっていたと思いますが、そういったところは正直な話どうですか。</p> <p>(事務局) 現況主義であるので申請地1/2筆にも木は生えており、申請地2/2筆も農地の中に木は生えている状況だったが、中は農地として使える状況だったが木がどんどん生えてきている状況で、全体が使えるかというと使えないです。現地見た方はわかると思いますが、農地の水の状況も沈む状況で、草木も生えている状</p>

委員質疑
及び
事務局応答説明

況でした。現況で判断する場合は、農地としては難しいと思われます。

(委員11) 非農地の申請が出てきたときに、農地バンクに登録するというような推進はしていないですか。

(事務局) 農地バンクもA判定の場合お伝えはしますが、何か農業以外で活用したいという話があり、そこも定まらずに農地管理ができないこともあり非農地にしたいということで、農地バンクの紹介はしたが、本人の意思はないということでした。また、非農地通知申出を申請者が持ってくるタイミングで、どういう状況が一番多いかというと、その対象の筆が登記簿上地目が田、畠になっており、その登記簿上の地目を変更したいときに申請が出てきます。委員11が言った部分の話はすごく大事なことで、そういう視点がもっと必要です。鳥羽市の農地バンクは農用地でなくても登録できるようになっているので、定期的に最低毎年1回広報で情報発信をしていき、登録してもらえる農地があれば随時登録してもらえるように、事務局としては注力していく予定です。

(推進3) 写真では作れそうな写りをしていたが、5月に帰ってきたときは木がいっぱい生えていましたが、それを見やすくするために切つてしましました。それを農業委員会はどこまで縛りがあるのか、私は委員1と同じ考えを持っています。

(委員1) 申請地は約2反あり、農地に復元しようとすると伐採から伐根からとトラクターでおこしてすると1反当たり15万から20万円する。2反だと約30万円します。農地のところに田を復元しようとするときの作業をは、周りを水切りして水を減らしてから伐採・伐根をしないといけない。それだけ手間がかかるり、対価が得られるかというと難しいと思います。農地は大事なので、できるだけ除草をするなどしていつでも耕作できるようにすることが基本ですが、一度こういう山間のところで荒れてしまうと非常に厳しく、周りが田や畠のところだったらそれなりの草だけで大きな機械を入れたら復元できるが、特に谷間は難しいと思います。そこは先のことをいろいろ考えてるべきだと思います。

(推進3) 本人も農業できない、他人も農業できないが、少し作業したら農地にできるという判断の基準があまりにも無責任に思う。

(委員5) 先ほどの案件でもA判定とある。最初見に行った時に住宅の真横でなんでA判定になっているのか疑問に思う。去年、どんな人がA判定と認めているの。それが少し聞きたい。木が生えていたのにA判定となっているから、判定を誰がしたのか。

(事務局) 事務局がしました。今年の地図ではなく、前の地図で判断して、場所の見方を間違えて住宅の手前の場所を判定したと思います。奥の土地が、左のほうに建物があるとみて判断したと思われます。今年の地図は改善されたが、昨年の地図は場所が飛んでいることが多い地図だったこともあり、判定については申し訳ございません。

(委員4) 判定というのは事務的なもので大事ですが、本当の理由というのは、地元の人が本当に作りたいのだけど、後継者がいないとかなど事情を考えながらこういったことを進めていかないといけないと思います。そういう事情抱えている人いっぱいいると思います。

(委員5) それを農業委員会で、将来はこうなるだろうと見越して決を下していくのか、申請地が出て途中で判定するのか、ここだと思う。たしかに、もう作れないとか、先ほどの案件でも県外に住んでいて耕作はできない。でも、現状を見るしかないのではないか。個人的には諸事情は二の次でいいと思う。農地の現状だけを見て、非農地として認められるか認められないかだと思う。個人的には私はそう判断していこうと思う。

委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>(事務局) いま議論となっている部分は、荒廃農地調査のA分類とB分類のことと、非農地通知を発行するかどうか、という部分の考え方についてだと思います。まず、委員の皆様の情報として荒廃農地調査のどれがA分類とB分類なのか、それぞれイメージが合致していないため、次の総会時に情報共有し議論したいと思います。農林水産省の農政局でも統一見解として、こういった条件がA分類というような参考の写真もあるため、B分類も同じように基本としてあります。また背景にある現状であったり、所有者や地域であったりなど、どれだけ加味するかについても鳥羽市農業委員会が判断すべきことだと思うので、どの度合いで判断するか、一定の基準や考え方を整備する必要があります。最終的には表決で結論を出すという形で、次回、整備したいと思います。この農地が非農地通知を出すという方法で地目変更することもありますし、あるいは違う使い方をするということであれば転用申請手続きもあるので、今すぐに考え方を統一することは難しいので、もう少し事務局としても情報を整理して考えていきたいと思います。</p>
議事結果	承 認 (賛成多数)

件名	第4号議案 非農地証明願
補足説明	(委員1) 申請地は完全な住宅地です。約45年前にはその横で3年間ぐらい工事をしており、その時にはもう家が建っていました。周辺にも畠らしいものではなく、草も生えていて完全に住宅地と思っていました。当時の手続き不備ですね。
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員9) 社宅の跡地ではないですか。</p> <p>(委員1) 社宅はもう少し上の方ですね。私が見たときは整地されており新しく家も建っていました。</p>
議事結果	承 認 (全員賛成)

件名	その他 農作物品評会について / 電気柵の補助金について
補足説明	(事務局) JAで毎年行っている農作物の品評会があります。出店していただける方がみえましたらお声かけのほうよろしくお願ひします。
	(事務局) 電柵の補助金がだいぶ余っている状況のため、申請していないかたがみえましたらお声掛けのほうよろしくお願ひします。